

# 兵庫県公報

平成19年3月30日

第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 規 則

ページ

○兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 2

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 次の普通県営住宅の改善工事を行い、家賃を改定することとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通中層耐火住宅	社梶原鉄筋住宅	加東市梶原	30 <sup>戸</sup>

2 老朽化による建替事業の施行に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通中層耐火住宅 3団地 232戸

普通簡易耐火住宅 4団地 41戸

3 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅 3団地 4戸

普通中層耐火住宅 2団地 2戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第24号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の項中

「

40	西舞子鉄筋住宅	神戸市垂水区南多聞台2丁目及び4丁目	5階建	50	0.4144	21,100
				47	0.4144	25,600
				3	0.4400	31,000
				28	0.4928	28,200
				1	0.5181	32,100
				6	0.5220	33,400
				1	0.5227	33,600
				8	1.0453	70,200
				4	1.0462	70,700

」

を

「

40	西舞子鉄筋住宅	神戸市垂水区南多聞台2丁目及び4丁目	5階建	50	0.4144	21,100
----	---------	--------------------	-----	----	--------	--------

」

に、

「

42	大久保鉄筋住宅	明石市大久保町山手台1丁目及び3丁目	5階建	50	0.2733	23,400
				40	0.3038	24,000

」

を

「

42	大久保鉄筋住宅	明石市大久保町山手台1丁目及び3丁目	5階建	20	0.2733	23,400
----	---------	--------------------	-----	----	--------	--------

」

に、

「

44	大久保鉄筋住宅	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	40	0.2850	23,300
				57	0.3185	30,100
				3	0.3532	35,100
				8	0.7123	73,200
				4	0.7229	75,100
				8	0.7320	76,200

」

を

「

--	--	--	--	--	--	--

」

44	大久保鉄筋住宅	明石市大久保町山手台3丁目	5階建	40	0.2850	23,300
				12	0.3185	30,100
				4	0.7229	75,100

に、

50	社梶原鉄筋住宅	加東市梶原	5階建	29	0.3737	31,800
				1	0.3777	31,800

を

50	社梶原鉄筋住宅	加東市梶原	5階建	30	0.4408	51,100
----	---------	-------	-----	----	--------	--------

に改め、同部普通簡易耐火住宅の項中

39	西舞子テラス住宅	神戸市垂水区南多聞台6丁目	2階建	12	0.5368	30,400
				10	0.7693	54,900
				4	0.7697	55,500
				16	0.7708	55,800
40	西舞子テラス住宅	神戸市垂水区南多聞台4丁目	2階建	18	0.5425	30,500

を

39	西舞子テラス住宅	神戸市垂水区南多聞台6丁目	2階建	12	0.5368	30,400
				10	0.7693	54,900
				4	0.7697	55,500
				16	0.7708	55,800

に、

47	西脇谷町テラス住宅	西脇市谷町	2階建	22	0.2913	20,300
47	新宮向畑テラス住宅	たつの市新宮町新宮	2階建	12	0.2799	16,500

を

47	西脇谷町テラス住宅	西脇市谷町	2階建	22	0.2913	20,300
----	-----------	-------	-----	----	--------	--------

に、

48	豊岡一本松テラス住宅	豊岡市庄境	2階建	11	0.3204	23,200
				1	0.3241	23,200
48	新宮向畑テラス住宅	たつの市新宮町新宮	2階建	6	0.2899	18,400

を

48	豊岡一本松テラス住宅	豊岡市庄境	2階建	11	0.3204	23,200
				1	0.3241	23,200

に、

50	豊岡一本松テラス住宅	豊岡市庄境	2階建	13	0.3984	30,300
50	新宮向畑テラス住宅	たつの市新宮町新宮	2階建	5	0.3892	29,000

を

50	豊岡一本松テラス住宅	豊岡市庄境	2階建	13	0.3984	30,300
----	------------	-------	-----	----	--------	--------

に改め、同表2の部普通高層耐火住宅の項中

10	5	53	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	15階建	2	0.6832	57,300
						1	0.6832	57,400
						2	0.6832	57,600
						3	0.6832	58,100
						1	0.6832	58,400

を

10	5	53	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	15階建	2	0.6832	57,300
						1	0.6832	57,600
						3	0.6832	58,100
						1	0.6832	58,400

に、

10	5	62	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	12階建	2	0.4806	45,800
						1	0.4806	47,100
						2	0.5582	51,600
						1	0.5582	53,100
						1	0.5582	53,600

を

10	5	62	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	12階建	2	0.4806	45,800
						1	0.4806	47,100
						2	0.5582	51,600
						1	0.5582	53,600

に、

						1	0.9452	75,600
						1	0.9452	77,400

10	7	57	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	18階建 25階建	1	0.9866	77,900
						1	0.9866	78,000
						2	1.0418	78,800
						1	1.0418	78,900
						1	1.0418	79,500

を

10	7	57	武庫川住宅	西宮市高須町1丁目	18階建 25階建	1	0.9452	75,600
						1	0.9866	77,900
						1	0.9866	78,000
						2	1.0418	78,800
						1	1.0418	78,900
						1	1.0418	79,500

に改め、同部普通中層耐火住宅の項中

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	1	0.3487	22,400
						1	0.3487	23,100
						1	0.5156	32,400
						9	0.5156	33,500
						1	0.5156	34,900
						1	0.5156	36,000
						6	0.5434	33,500
						1	0.5876	37,600
						1	0.5876	37,700
						2	0.5876	38,700
						1	0.5876	41,200
						1	0.5876	41,700
1	0.6155	40,300						

を

8	12	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	1	0.3487	22,400
						1	0.3487	23,100
						1	0.5156	32,400
						9	0.5156	33,500
						1	0.5156	34,900
						1	0.5156	36,000
						6	0.5434	33,500
						1	0.5876	37,600
						1	0.5876	37,700
						2	0.5876	38,700

						1	0.5876	41,200
						1	0.6155	40,300

に、

9	8	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	4	0.5156	32,400
						1	0.5156	33,500
						1	0.5156	35,000
						1	0.5156	36,000
						1	0.5434	33,500
						1	0.5876	38,600
						1	0.5876	39,100

を

9	8	40	多聞台住宅	神戸市垂水区多聞台2丁目及び3丁目	5階建	4	0.5156	32,400
						1	0.5156	35,000
						1	0.5156	36,000
						1	0.5434	33,500
						1	0.5876	38,600
						1	0.5876	39,100

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。